

空き家バンク賃貸物件に入居される方へ

1件につき

最大 **5万円**

礼金・家賃を補助

※倉吉市に転入して6カ月以内の申請が必要です。



※他の補助金を利用するときは…

市長が別に定める他の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

交付の条件

- 転入日前に連続して3年以上県外に居住していた方
- 当該物件に住所を有し、居住すること
- 入居した物件に1年以上居住する意思のある方
- 空き家バンクに登録している戸建ての賃貸物件に限る

交付申請に必要な書類

- 補助金等交付申請書
- 実績報告書
- 住宅の写真、位置図
- 支払った領収書の写し
- 振込先がわかる書類（通帳等）の写し
- 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書
- 補助金等支払請求書
- 賃貸借契約書の写し
- 賃貸物件に入居するご家族全員の戸籍の附票

📞 申請前に必ずご相談ください

お問い合わせ

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課

☎0858-27-0501

✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

🔍 そうだ！倉吉で暮らそう 📱

